

PCB使用安定器の処分期間

2023年3月31日まで

PCB含有電気機器等は、PCB特別措置法で定められた期限までに処理しなければなりません。

調査票は必要事項をご記入の上、川越市産業廃棄物指導課までご提出ください。（郵送・FAX可）

印字スペースw85×h55mm

照明器具のPCB使用安定器に関する調査票

【本調査票】は、受け取り後、1箇月以内に回答をお願いします。

※この調査は、昭和52年3月以前の建築物所有者にお送りしています。



使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、調査はなるべく電気工事業者や専門の調査会社等（建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社）にご相談ください。建物のしゅん工図書、過去に調査した記録等がある場合にはそれをもとにご記入ください。

問い合わせ窓口

川越市産業廃棄物指導課
川越市大字鯨井782番地3
TEL：049-239-7007
FAX：049-239-5059



川越市マスコットキャラクター
ときも

記入者情報等

記入内容について問い合わせさせていただくことがありますので、必ず記入者名及び電話番号をご記入ください。また、お手数ですが、建物の住所及び登記種類が予め記載されていた情報と異なる場合はご修正ください。電気工事業者や専門の調査会社、ビルメンテナンス会社等に相談した場合は、下段もご記入ください。

建調 査 対 象	建物・事業所の 住所 (登記の住所)				
	登記種類				
ご 記 入 者 様	記入年月日	令和	年	月	日 ()
	ご記入者法人・ 事業所名				
	ご記入者氏名		電話番号		
相談した 電気工事業者、 専門の調査会社、 ビルメンテナンス会社等	事業者名				
	住 所				
	担当者氏名				
	電話番号				

※この欄への記入は、調査票が2枚以上あり、記入する内容が同じ時は2枚目以降省略可。（この場合でも裏面は記入する。）

設問1. 所有物件の建築時期について

昭和52年(1977年)3月以前に建築された建物には、PCB(毒性のある絶縁油)が使用された照明器具安定器が使用されている可能性があります。下記の設問にご回答ください。

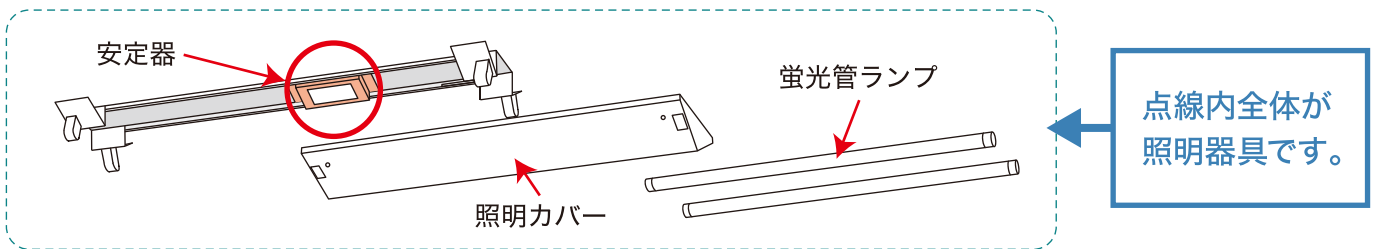
所有している建物の建築時期は昭和52年(1977年)3月以前ですか 当てはまる回答に○を付けてください。	はい (昭和52年3月以前)	いいえ (昭和52年4月以降)
	終了※	

設問2. 所有物件の用途について

設問1で「はい」と回答した物件は事業用の建物(事務所、工場、アパート・マンションの廊下等)ですか 当てはまる回答に○を付けてください。(過去に事業を行った建物の場合や、アパート・マンション等の共同住宅の場合も「はい」に○を付けてください。)	はい	いいえ
	終了※	

設問3. 照明器具の交換について

照明器具とは、蛍光管ランプの他に下図に示すように安定器も含みます。



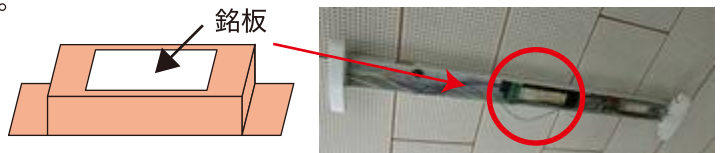
設問2で「はい」と回答した物件は、昭和52年4月以降に 全ての 照明器具を交換し、処分していますか 当てはまる回答に○を付けてください。(全て交換済みであっても 保管している安定器 があれば「いいえ」を選択してください。)	はい	いいえ
	終了※	

設問4. 照明器具安定器のPCB使用について

設問3で「いいえ」と回答した建物については、PCBが使用されている照明器具安定器が設置または保管されている可能性があります。**別紙を参考にして必ず調査を行ってください。**

※川越市におけるPCB使用安定器の処分期限は2023年3月31日までです。処分期限を過ぎてPCB廃棄物をお持ちの場合には、改善命令・罰則の対象となることがあります。

電球・丸型蛍光灯器具、一般家庭用照明器具にはPCBは使われていません。



照明器具のラベルまたは安定器の銘板を確認。

PCB使用照明器具安定器を設置または保管していますか 当てはまる回答に○を付けてください。	はい	いいえ	不明
--	----	-----	----

以上で調査終了です。同封の返信用封筒で返送してください。ご協力ありがとうございました。

※なお、送付いただいた調査票は返却いたしません。